

習志野市公告第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び習志野市財務規則（平成3年規則第25号）第122条の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

平成26年7月2日

習志野市長 宮本 泰介

1 一般競争入札（電子入札・総合評価方式）に付する事項

(1) 工事名 習志野市新庁舎建設工事

(2) 工事場所 千葉県習志野市鷺沼2丁目379番1（地番表示）

(3) 工期 契約日の翌日から平成30年4月30日まで（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

(4) 工事概要

ア 工事目的

習志野市庁舎は、本館が建築後50年、市民課棟が45年経過し、老朽化が進むとともに、庁舎の分散化や狭隘化、また、バリアフリーへの未対応など多くの課題を抱え、市民サービスを提供する市庁舎としての機能低下が否めない状況である。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災により耐震性能が低下したため仮庁舎（京成津田沼駅前の民間ビル）を中心に運営されている状況にある。

このような状況の中において、庁舎における多くの課題を抜本的に解決するため、新庁舎を建設する。

イ 工事内容

(ア) 市庁舎

建築面積 約3,745㎡

延べ面積 約17,890㎡

構造 鉄骨造、柱鋼管コンクリート充填工法（CFT造）、一部鉄骨鉄筋コンクリート造等

階数 地上6階、地下1階（GF）

(イ) 土木作業員詰所

建築面積 約620㎡

延べ面積 約610㎡

構造 鉄骨造等

階数 地上1階

(ウ) その他

- ・市庁舎周囲の庇：約370㎡（東側300㎡＋北側70㎡）、鉄骨造
- ・駐輪場等：自転車290台（鉄骨造屋根付）、25台（屋根なし）、バイク40台（鉄骨造屋根付） 基本設計図書参照

(エ) 外構

- ・広場

- ・ 駐車場（来庁者用、公用車用）
- ・ 緑道整備

(カ) 解体

- ・ 第二分室
- ・ 第三分室
- ・ 体育館
- ・ 北校舎
- ・ 教育委員会
- ・ 保健会館別館
- ・ 仮設倉庫等

ウ 業務概要

習志野市新庁舎建設工事（以下、「本工事」という。）は、習志野市（以下、「本市」という。）が基本設計を行い、受注者が実施設計業務及び施工業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

エ その他

受注者が行う業務の詳細については、要求水準書及び契約書（案）に示すとおりである。

(5) 予定価格 10,703,880,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 低入札価格調査基準価格 7,492,716,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

(7) 落札者決定の方法

ア 決定方法

落札者は、防災拠点としての市役所庁舎の設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により決定する。

イ 総合評価の方法

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、学識経験を有する者等で構成する習志野市新庁舎建設工事技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）の審議を経るものとする。なお、技術審査委員会は地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねる。

技術審査委員会は、本工事の入札に参加する者（以下、「参加者」という。）から提出された技術提案書を資料3「習志野市新庁舎建設工事落札者決定基準」に基づいて評価、得点化（技術提案及び実績評価点）し、その結果を本市に報告する。本市は、その結果と別途入札価格により換算した入札価格評価点を合算した総合評価点の最も高い参加者を落札者として決定する。

技術審査委員会は、以下の委員により構成されるものとする。

習志野市新庁舎建設工事技術審査委員会 委員

伊藤 清	千葉県県土整備部営繕課長
倉斗 綾子	千葉工業大学工学部デザイン科学科助教
桜田 由香里	国土交通省関東地方整備局東京第二営繕事務所長
廣田 直行	日本大学生産工学部建築工学科教授
柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科教授
西村 徹	習志野市副市長

参加者及び参加者と同一と判断される団体等は、本工事の落札者決定公表までの間に、本工事に関して、委員に面談を求めること、自社のPR資料を提出するなどによって自社を有利に、又は他社を不利にするように働きかけること、及び技術審査委員会の審議内容等について聴取することを行ってはならない。これらの事項に抵触したと本市及び技術審査委員会が判断した場合には、当該参加者は本工事の入札参加資格を失う。

2 参加者の構成等

参加者は、以下の構成に従うものとする。

- (1) 参加者は、単独企業又は本工事への参加を希望する複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。共同企業体による参加は認めない。
- (2) 参加グループの場合は、市の契約の相手方となる企業（以下、「代表企業」という。）と当該企業から直接業務を受託又は請け負う者（以下、「協力企業」という。）から構成され、施工業務に従事する者が1者、実施設計業務に従事する者が1者または複数で構成するものとする。また、施工業務に従事する者が代表企業となり、参加手続きを代表して行うこと。

3 参加者に必要な資格

参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 参加者に共通して必要な資格は以下の通りである。
 - ア 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ウ 「習志野市新庁舎等基本設計業務委託」の受託者である株式会社佐藤総合計画又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう（以下、同じ）。
 - エ 「習志野市新庁舎等建設支援アドバイザー業務委託」の受託者（協力企業を含む。）である以下の企業又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - 株式会社三菱総合研究所
 - 日本管財株式会社
 - 渥美坂井法律事務所弁護士法人
 - オ 技術審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- (2) 実施設計業務に従事する者は以下の資格を満たすこと。実施設計業務に従事する者が複数の場合には、それぞれが以下のすべての資格を満たすこと。
- ア 習志野市入札参加資格者名簿に登録されている者であること（登録している業種は問わない。）
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
 - ウ 平成16年度以降に業務が完了した、以下のすべての要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績のある者であること。なお、共同企業体での設計の場合は、代表者として設計実績のある者であること。
 - (ア) 延べ面積が9,000㎡以上の官公庁の庁舎又は民間企業の事務所（以下、「庁舎等」という。）の実施設計（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の9,000㎡以上を占める場合に限る。）
 - (イ) 延べ面積が9,000㎡以上の免震構造を有する施設の実施設計
 - エ 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を資料2「習志野市新庁舎建設工事要求水準書」に示す管理技術者として配置できる者であること。
- (3) 施工業務に従事する者は以下の資格を満たすこと。
- ア 習志野市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
 - イ 建築一式工事について、経営事項審査の総合評定値（P）が1,600点以上の者であること。
 - ウ 平成16年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、以下のすべての要件を満たす工事を元請として施工した実績のある者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績のある者であること。
 - (ア) 延べ面積が9,000㎡以上の庁舎等の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の9,000㎡以上を占める場合に限る。）
 - (イ) 延べ面積が9,000㎡以上の免震構造を有する施設の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）
 - エ 常時3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

4 現地視察について

本市は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。実施日時は平成26年7月16日（水）から18日（金）の午前9時から午後5時までの間の1～2時間（但し、正午から午後1時までを除く）とし、各参加者の日程は時間調整の上、別途通知する。なお、現地視察では、特に通常時に立ち入ることができない場所を優先して実施する。

(1) 現地視察希望申請書

現地視察を希望するものは、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式4「現地視察希望申請書」に必要事項を記載し、市に提出すること。

(2) 現地視察希望申請書の提出先、提出期間、提出方法

ア 提出先

〒275-8601

習志野市鷺沼1丁目1番1号

総務部契約検査課

電話 047-451-1151 (内線 241、521)

Eメールアドレス nyuusatsu@city.narashino.lg.jp

提出受付期間

平成26年7月9日(水) 午前9時から

平成26年7月11日(金) 午後4時まで

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。必ず電話にて着信を確認すること。

(3) 留意事項

ア 現地視察の参加人数は、各参加者5人以下とする。

イ 現地視察では、本工事に関する質問には回答しない。

5 入札参加申請

入札参加を希望する者は、「ちば電子調達システム」(以下、「電子入札システム」という。)により、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式1「入札参加資格確認申請書」を提出するとともに、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式2「誓約書」及び入札参加資格の確認に必要な資料(以下、「添付資料」という。)を郵送により提出すること。その際、使用する封筒の表には必ず「習志野郵便局留」と赤字で明記し、裏には、入札件名、入札参加者名(代表企業名)、所在地を記載すること。また、郵送方法は書留、簡易書留のいずれかによるものとする。入札参加資格の有無を確認した後、各参加者には受付記号を通知することから、後日提出する技術提案書などに記入すること。

(1) 入札参加資格確認申請書の申請期間・申請方法

ア 申請期間

平成26年7月28日(月) 午前9時から

平成26年8月1日(金) 午後4時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

イ 申請方法

電子入札システムによる。

(2) 誓約書及び添付資料の提出期間・提出方法

ア 提出先

〒275-8601

習志野市鷺沼1丁目1番1号

総務部契約検査課

電話 047-451-1151 (内線 241、521)

Eメールアドレス nyuusatsu@city.narashino.lg.jp

イ 提出期間

平成26年7月28日(月) から

平成26年8月1日(金) まで 当日消印有効

提出部数

(ア) 誓約書 1部

(イ) 添付資料 5部(正本1部及び副本4部。副本は、正本を複写したもので可。)

(3) 入札参加確認通知

入札参加を確認した場合は、平成26年8月8日（金）午後5時までに電子入札システムにより通知する。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することはできない。

6 VE提案の適否に対する対話の実施

本市は、入札参加資格がある旨の通知を受けた参加者を対象に、参加者が想定する、習志野市新庁舎等基本設計で示された内容を変更する提案（以下、「VE提案」という。）について、その適否の判定を行うことを目的に、希望する参加者と対話を実施する。この対話は個別の参加者と本市で1対1の対面形式により行う。なお、VE提案にて変更することができる範囲は、資料6基本設計説明書【本編】、資料7基本設計説明書【資料編】、資料8基本設計説明書【設計図書編】、資料9基本設計説明書【解体計画図編】の内容に限るものとし、資料2「習志野市新庁舎建設工事要求水準書」の記載内容を変更しうる提案は不可とする。

(1) 対話希望申請書

対話を希望する参加者は、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式5「対話希望申請書」にVE提案の適否確認事項を記載し、その内容を説明する資料（任意様式）と合わせて、必要部数を郵送にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかにより「習志野郵便局留」としなければならない。

(2) 対話希望申請書の提出先、提出期間、提出部数

ア 提出先

〒275-8601

習志野市鷺沼1丁目1番1号

総務部契約検査課

イ 提出受付期間

平成26年8月18日（月） から

平成26年8月20日（水） まで 当日消印有効

提出部数

18部+CD等の電子ファイル（Microsoft Word 2007以降のバージョンで対応可能な形式による）

(3) 対話の実施日及び場所

ア 実施日

平成26年8月27日（水）から平成26年8月29日（金）の午前9時から午後5時の間の2時間程度（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

別途通知する。

(4) 対話結果の通知及び公開

個別の参加者との対話の結果は、個別の参加者ごとに電子メールにより平成26年9月5日（金）に通知する。

全ての対話の結果は、平成26年9月5日（金）の午前9時までに習志野市ホームページに掲載する。ただし、対話において適と判断した内容で、個別の参加者のノウハウに関するものは公開しない。

7 入札及び技術提案書の提出

(1) 入札方法

参加者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず資料4

「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式6「内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札すること。

(3) 入札書提出期間

平成26年9月17日(水) 午前9時から

平成26年9月24日(水) 午後4時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

(4) 技術提案書の内容

参加者は、本工事の実施に当たり、要求水準書等の内容に基づいて提案書(以下、「技術提案書」という。)を提出するものとする。ただし、VE提案を行う参加者については、対話において適と判断されたVE提案の内容を反映し、習志野市新庁舎等基本設計で示された内容を変更した上で、技術提案書を提出することができる。

技術提案書の様式は、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式7から様式7-14に従うものとする。技術提案書には、入札参加申請の添付書類提出後に通知された受付記号を記入すること。

(5) 技術提案書の提出方法

参加者は、電子入札システムにより入札金額を入力するとともに、以下の提出先に提出期間中に技術提案書及び添付書類一式を郵送にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかにより「習志野郵便局留」としなければならない。なお、郵送方法技術提案書は資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」に記載の【各様式による提出資料作成時の留意点】に従い、ファイリングすること。

ア 提出先

〒275-8601

習志野市鷺沼1丁目1番1号

総務部契約検査課

イ 提出部数

(ア) 技術提案書表紙：1部

(イ) 技術提案書【技術提案部分】：24部+CD等の電子ファイル(Microsoft Word 2007以降のバージョンで対応可能な形式による)

(ウ) 技術提案書【実績部分】：10部

(6) 技術提案書の提出期間

平成26年9月17日(水)から

平成26年9月24日(水)まで 当日消印有効

技術提案書に関する確認の実施

審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答もしくはヒアリングを実施する場合がある。

8 開札

(1) 開札日時 平成26年10月21日(火) 午後4時

(2) 開札場所 習志野市役所仮庁舎（京成津田沼駅前ビル）3階入札室

9 要求水準書等を示す場所及び日時

(1) 要求水準書等を示す場所及び日時

要求水準書等を次の通り縦覧に供する。資料一式とそれぞれの縦覧場所、縦覧期間は以下の通りである。

本市から電子データを支給する資料について、支給を希望する者は、事前に総務部契約検査課まで問い合わせのうえ、DVD-R（4.7GB）を2枚持参すること。

資料番号	資料名	縦覧場所	縦覧期間
資料1	習志野市新庁舎建設工事入札公告	ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/)	公告の公示日から開札日まで
資料2	習志野市新庁舎建設工事要求水準書		
資料3	習志野市新庁舎建設工事落札者決定基準		
資料4	習志野市新庁舎建設工事様式集		
資料5	習志野市新庁舎建設工事契約書（案）		
資料6	習志野市新庁舎等基本設計 本編	市からの電子データの支給 総務部契約検査課（習志野市役所仮庁舎4階）	公告の公示日から平成26年7月18日まで （午前9時から午後4時まで、閉庁日を除く。）
資料7	習志野市新庁舎等基本設計 資料編		
資料8	習志野市新庁舎等基本設計 設計図書編		
資料9	習志野市新庁舎等基本設計 解体計画図編		
資料10	入札要領	ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/)	公告の公示日から開札日まで

(2) 本工事に関する質問

本工事に関する質問がある場合は、資料4「習志野市新庁舎建設工事様式集」の様式3「質疑書」を習志野市総務部契約検査課宛にEメールにより提出すること。この場合において、送付するメールの件名は、本件入札の工事名に「(質疑)」を加えたものとする。

この場合、必ず電話にて着信を確認すること。

(ア) 提出日 平成26年7月9日（水） 午前9時から
平成26年7月11日（金） 午後4時まで

(イ) 提出先 総務部契約検査課

電話 047-451-1151（内線 241、521）

Eメールアドレス nyusatsu@city.narashino.lg.jp

なお、質問に対する回答は、平成26年7月22日（火）に習志野市ホームページに掲載する。

10 入札保証金
免除

11 入札の無効
次の入札は無効とする。

- (1) 指定した入札方法以外の入札
- (2) 予定価格を超える金額による入札
- (3) 入札金額内訳書の添付及び記載のないもの。また、見積項目を合計した額が、入札金額と一致しない入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 電子認証を不正に使用した入札
- (6) 入札要領に違反した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

1.2 契約の締結

本工事の契約は、仮契約を締結した後、習志野市議会の可決が得られたとき、本契約として成立する。

なお、落札者は、落札決定の日から5日以内に本工事の仮契約を締結しなければならない。

1.3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(4)までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関の保証証書
- (2) 保証事業会社の保証証書
- (3) 保険会社の履行保証保険証券
- (4) 保険会社の公共工事履行保証証券

1.4 その他

- (1) 参加者より市に提出された資料は返却しない。
- (2) 提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (4) 参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- (5) 本公告に記載する以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。
- (6) 本工事の履行にあたって下請け業者等を使用する場合は、できる限り市内業者を優先すること。
- (7) 本工事の履行にあたって工事用資材を購入する場合には、できる限り市内業者から購入すること。
- (8) 本工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- (9) 市は、落札者より提出された技術提案書の内容を、市民への説明のためにその一部又は全部を公開する可能性がある。
- (10) 入札参加者並びに応札者が2者以上無い場合は入札を中止する。

1.5 問い合わせ先

〒275-8601

習志野市鷺沼1丁目1番1号

総務部契約検査課

電話 047-451-1151 (内線 241、521)